

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成18年1月30日（月）
- 2 監査の対象 下水道部（計画管理課、施設課、建設課）

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成17年11月30日までの間における下水道部の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況、補助金交付等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ下水道部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成17年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、**予算計上の目的に従い**おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

計画管理課では下水道管理事務、流域下水道維持管理、流域下水道建設、水洗便所普及啓発、水洗便所改築資金融資、水洗便所改築助成等、施設課では管渠管理、ポンプ場管理、ポンプ場設備改修、終末処理場管理、終末処理場設備改修、終末処理場建設、一般下水道管理等、建設課では管渠建設等と幅広い事業を実施している。

今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成17年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、**執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。**

(2) 現金取扱事務について

前渡資金の取扱いについて審査した結果、**おおむね適正に処理されているが、一部精算時期の遅れたものが見受けられたので、適正な執行を徹底されたい。**なお、公金の取扱いについては喚起を促したところであるが、出納員、会計員としての認識をもって事務処理に勤められたい。

(3) 財産管理事務について

管理財産は、行政財産である所管の施設等の建物及び土地について、資料の提出を求め、平成17年度における増減の有無等を主に審査した結果、**良好に管理されていた。**管理備品は、備品管理簿に基づき、平成17年度に取得及び廃棄したものを主に審査し

た結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

主に委託事業について、執行状況に関する資料及び契約関係書類により審査し、その一部を抽出して、契約方法、業務内容等について担当者より説明を聴取した。随意契約の見積徴取等の手続きにおいて一部不適正なものが見受けられたので、厳正な事務執行を徹底されたい。なお、継続性のある年間契約については、年度当初に契約できるよう計画的な事務処理を図られたい。

(5) その他

時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取したところ、一部恒常的な時間外勤務が認められた。職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、時間外の縮減に努力されるよう要望する。